

地域計画

策定年月日	令和 6年 3月 31日
更新年月日	令和 年 月 日 ()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)
地域名 (地域内農業集落名)	小挾間 (小挾間)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	30.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	30.4 ha
② 田の面積	30.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	25.8 ha
(参考)区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計	3.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における80才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農事組合法人を中心に経営している。その他の農業者は水稻を主に栽培しているが、後継者が少ない。農業者のほとんどが60歳代後半を過ぎている。農業者の減少は今後も避けられない。地域内で主に栽培している作物は米、麦、トウガラシ、白ねぎである。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、農業用施設の整備である。また、麦・白ねぎの団地化に取り組んでいる。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、農業にかかる経費の増加、農家収入の低下、新規の担い手不足、遊休農地の増加、鳥獣被害の増加、有害鳥獣の駆除人材の不足、機械等の共同利用が進まないこと、農業用機械の購入ができないこと、新技術導入のための知識不足が挙げられる。これらの課題の原因や理由としては、生産費用(農機具、肥料、農薬、労賃等)が高騰しており農業経営が成り立たない、猪や鹿の被害が増加している等により農業後継者が減少していることが挙げられる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

規模拡大、低コスト化を図ること、地域の中心となる経営体に積極的に集積すること、センサー・ロボット・人工知能など新技術導入で効率化を図ること、新しい品種の栽培に取り組むことを目指す。また地域の所得向上に向け、米から野菜への転換、法人の強化・集積、団地の造成に取り組むたいと考えている。現在、裸麦、小麦を団地化し、生産効率が向上したため、今後は白ネギの団地化にも取り組む。また、米から野菜への転換を計画中である。農機具の共同利用も推進していきたいと考えている。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農事組合法人を中心となる経営体として位置づける。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	15	%	将来の目標とする集積率
			100 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農事組合法人に集約化することを目標とする。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・農地は、令和4年11月に中間管理機構を通じて集落協定農用地の96%を集約できた。残りの4%については、地権者から承諾済みである。基盤整備の実施に向けて行政担当課と協議中で、地権者全員より実施について承諾済みのため実現させたいと考えている。 ・基盤整備事業を通じて可能な限り飛び地を解消し団地化を図り、耕作効率を高めて持続できる農業を目指したい。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組
基盤整備の実施に向けて行政担当課と協議中である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。現在、兼業農家が100%であり、年代的に見て、主な担い手と考えられる者は6人程度。早急に集落内の農業形態を変える必要があると考えている。現在新規就農者を1名確保できたが、今後の取組については課題である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

①猪や鹿の被害が年々増加の一途を辿っている。個々の農家で電柵による対策を行っているが、年々効果がなくなっている。地形的に金網の設置がうまくできない地域である。有害鳥獣駆除の人材も皆無に等しく不足している。

⑧農機具の共同利用を推進している。法人所有…トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台。集落協定購入管理…トラクター1台、コンバイン3台、田植え機2台、乾燥機1台、粃摺り機1台、播種機1台。農舎を整備した。

⑨任意組合を解散し、令和3年4月1日に農事組合法人おばさまを設立した。裸麦、小麦の団地化を実施済み。今後白ネギの団地化を検証する予定である。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者) ※経営面積 0ha = 0.1ha未満の担い手

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農・集		水稻、野菜等	4.6 ha	— ha	水稻、野菜等	30.4 ha	— ha	1	
計	1経営体		4.6 ha	0 ha		30.4 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

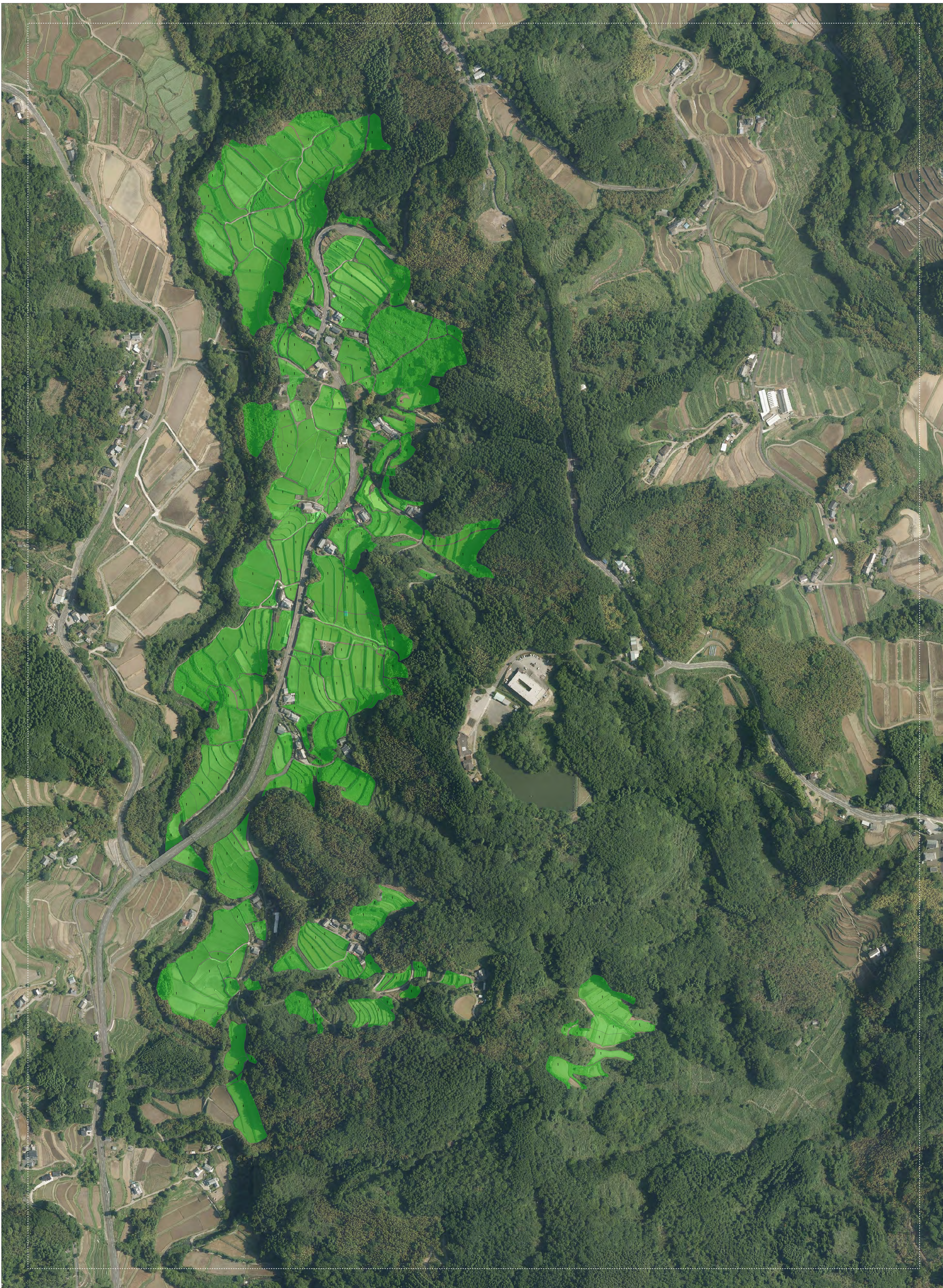
7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

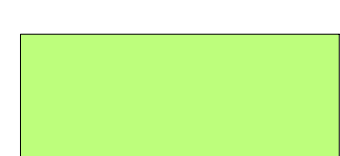
注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



【凡例】 10年後も
担い手あり



検討中



維持管理を
する土地

